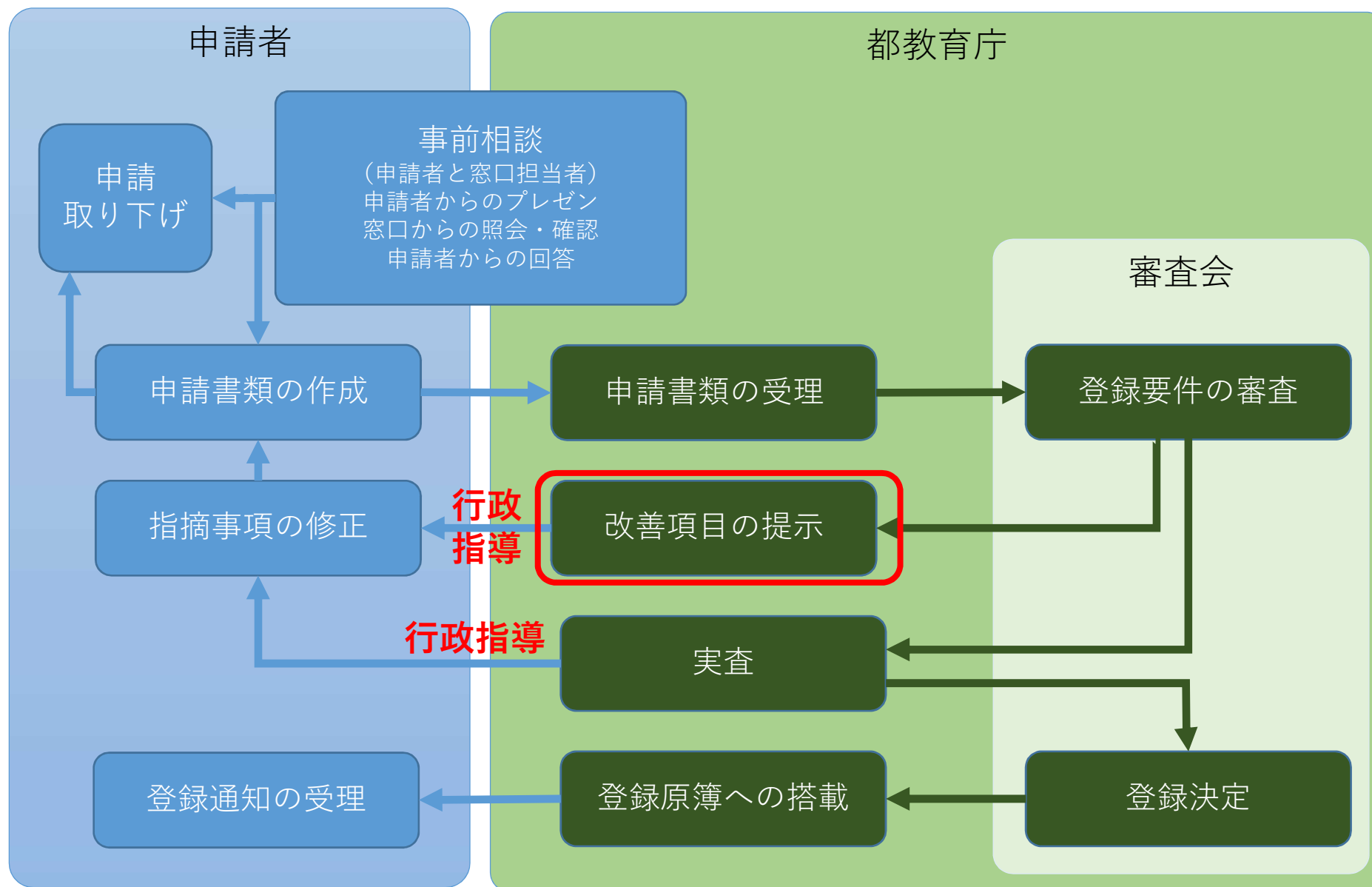


博物館登録事務の現状と課題

原 眞麻子

1. 議論の前提として現在の運用を共通理解する
2. 現在の審査基準の問題点
3. 審査プロセスにおいて、教育委員会の役割と第三者機関が審査を行うことの課題

博物館登録手続きの流れ ～東京都の場合



博物館の登録審査要件

登録博物館審査要件 (法第12条)

1. 博物館の目的を達成するために必要な博物館資料があること
2. 博物館の目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること
3. 博物館の目的を達成するために必要な建物及び土地があること
4. 1年を通じて150日以上開館すること

博物館設置条例 法人の定款・館則

博物館資料目録

館長、学芸員履歴書

土地建物の登記簿謄本・公図・
平面図

教育研究機関としての事業展開
(公益性・継続性・安定性)
事業概要・財務状況・観覧規定

書類審査・実査

博物館審査の評価

東京都の博物館審査評価書事例（本WG用に改変）
 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日付け文部科学省告示第165号）
 を参考に内規として作成

博物館法との確認		名称:		登録(相当施設)	
	項目	判定	理由	博物館の登録審査基準要項 (昭和27年5月23日付文社施第191号別紙)	博物館に相当する施設指定審査要項 (昭和46年6月5日付文社第22号別紙)
総則	設置者と管理運営団体の組織が合致しているか？	○			
	博物館の設立趣旨が社会教育機関となっているか	○	歴史と美術工芸品の展示を通して、人々との係わりを理解できる教育活動と認められる。		
	広く一般に公開されているか？	○	原則木曜日を除き公開、入館料は一般1000円、障がい者は無料		年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること
博物館活動	運営方針に常設展示のテーマ・内容が合致しているか	○	ゆかりの美術工芸品及び関係する収蔵品の展示。		常設展はもとより、特別展なども行っていること
	収集資料収集方針が明確になっているか	○	奉納品を中心としてゆかりの美術工芸品及び関係する収蔵品		資料について調査研究活動が行われていること
	学習機会の提供、資料閲覧を実施しているか？	○			各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること その他各種の教育活動が配慮されていること
	調査研究を行い、成果を公表しているか？	○	紀要などの発行計画がないが、企画展示や図録において公表している。		案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること
博物館資料	実物資料を展示に足る十分な質・量で所蔵しているか？	○	4,592点(実物2,562、模型7)	質量ともに国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するもの 実物であること、ただし実物を入手し難いようなときは、模写、模型、複製等でもよい 必要な図書、図表等を有すること	実物、標本、模型等の所蔵資料を有すること
	収蔵資料は、館の所有物かどうか？	○	ほとんどが館蔵品である。寄託品の受け入れは行っていない？	資料は、採集、購入、寄贈、制作、交換等によって収集されたものであること、ただし特別の事情のあるときは寄託等による資料でもよい	寄託資料であっても良い
	収蔵資料の管理は適正に行われているか			資料に必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており、さらに学校教育の炎上に留意していること	所蔵資料は常に整理分類され保管させていること
	収蔵資料の内容は、館の運営方針にあっているか？	○	設立趣旨と合致したゆかりの品々を中心に収集している。		

博物館審査の評価

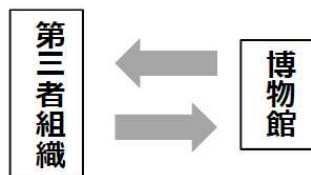
	項目	判定	理由	博物館の登録審査基準要項 (昭和27年5月23日付文社施第191号別紙)	博物館に相当する施設指定審査要項 (昭和46年6月5日付文社第22号別紙)
建物・宅地	博物館の運営方針、社会教育事業に必要な建物を使用しているか？	○	使用実績あり	一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること ただし、博物館資料を有せず、単にその場所を貸	
	資料を適切に展示できる展示室があるか？(防火、耐震、防虫、温湿度管理)	○	あり		
	資料を適切に保管するために防火、耐震、防虫、温湿度管理などを備えた収蔵庫があるか？	○	あり		
	活動に必要な施設として展示室、一般に供する研究室、講義室、図書室、学芸員の調査研究のための研究室、事務室を備えているかどうか？	○	備えている	博物館、美術館等：陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること 動物園：動物収容展示施設、事務室等が整備されていること 植物園：植栽園、事務室等が整備されていること 水族園：放養、飼養池、事務室等が整備されていること	総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館：陳列室、資料保管室、事務室等 動物、植物園：動物収容施設、植栽園、事務室等 水族館：放養、飼養池、事務室等
	単にその場所を貸与することのみを目的としないか？	○	なし		
	設置者の所有・賃借にかかわらず、安定的な経営ができるか？	○	設置者が所有する土地建物で自らが運営しており、安定的な経営が可能である。		
	登録・相当施設の要項以上の床面積を越えているか？	○	3,293㎡	博物館、美術館等：凡そ165㎡以上の建物 動物園：凡そ1653㎡以上の土地 植物園：凡そ1653㎡以上の土地 水族園：凡そガラス面0.9㎡以上の展示水槽が5個以上	総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館：延面積132㎡以上の建物 動物、植物園：おおよそ1,320㎡以上の土地 水族館：展示水槽4個以上かつ水槽総面積360㎡以上
職員	館長を置く(学芸員資格の有無は問わない)	○	あり	館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他職員を有すること。ただし、館長と学芸員とは兼ねることができる	
	館の任務を達成するために事務を置く	○	4名		
	それぞれに専門な学芸員に相当する職員は必置(長期的に安定的な雇用が望ましい)	○	3名		(1)学芸員有資格者 (2)学芸員に相当する者 ア高等学校卒 経験10年以上 イ短大卒 経験7年以上 ウ大卒 経験5年以上
開館日数	基準開館日数を開館すること	○	182日(令和2年)	開館日数を指す。ただし、特別の事情がある場合は本館外における館外活動の日数を含めて良い。	開館日数が年間を通じ100日以上であること

博物館登録の評価

	項目	判定	理由	博物館の登録審査基準要項 (昭和27年5月23日付文社施第191号別紙)	博物館に相当する施設指定審査要項 (昭和46年6月5日付文社第22号別紙)
基本的運営方針 ・事業計画	設置目的を踏まえ、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及等の基本的な運営方針を策定し、公開しているか	○	運営方針をHPで公開している。		館園の設置規定、利用規則、職員組織規程等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること
	基本運営方針に基づいた運営がなされていることを、年報その他で報告し公開しているか？	○	現在、新型コロナウイルス対策のため、イベント等は中止しているが、企画展等の告知をHPで行っている。		
	長期、安定的な経営、財政基盤が見込めること	○	所有する土地建物で運営しており、収支も安定している。		
	設置主体者のPR施設は相当施設として認められない。コンセプトのある内容の資料収集、展示を行うこと	○			
申請書類	設置者の長が申請を行う	○			
	添付資料はすべて揃っているか	○			
	調査研究を行った書面(紀要)	○	図録で代用		
	特別展示などの展示内容(図録・パンフレット)	○			
	開館日数、活動内容を記した書面(年報)	○	報告書あり		
指定管理者	長期に安定的な運営に考慮した指定期間	○			
	良質な学芸員の確保と資質の向上に努める	○			
分館				本館と緊密な連繫の下に博物館機能を発揮できるものかどうかを特に博物館資料及び開館日数に留意して審査すること。審査の結果、分館が博物館機能を発揮しないものと認めたときは登録しないこと	
				分館を含めて登録する際は、本館の名称とともに分館の名称、所在地を明記して原簿に記載すること	
				分館が、本館と同一の都道府県内に設置されていない場合で登録を希望するときは、当該分館が設置されている都道府県教育委員会の登録審査を受けなければならない。	

審査主体とプロセス

案① 第三者組織



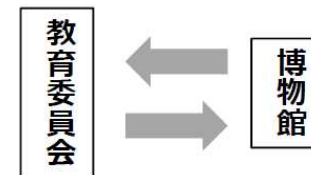
- 第三者組織を新たに設置し、すべての申請窓口・審査を担う

案② 教委&第三者組織



- 第三者組織を新たに設置し、専門的審査を担う
- 申請の窓口と外形的審査等は引き続き教委

案③ 教育委員会



- 引き続き教育委員会がすべての申請窓口・審査を担う
- 専門的審査のために有識者会議を設置

イメージ

課題

- 民間認証による博物館機関としての法的担保
- 指導権限の不在
- 「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」との法的整合性など
- 国による第三者組織の設置
- 都道府県行政との連携力

- 国による第三者組織の設置
- 認証主体者の法的根拠
- 第三者組織と教育委員会の権限

- 有識者会議(審査会)の義務付け
- 新制度導入のための事務取扱要項の制定
- 都道府県による博物館助成等負担増